

第4期盛岡市耐震改修促進計画の策定について、意見を募集します

令和8年2月

盛岡市

盛岡市では、「第4期盛岡市耐震改修促進計画」の策定を検討しています。

つきましては、盛岡市民の皆様から幅広く御意見をいただき、今後の計画策定に活かしたいと考えています。

次の内容を御覧の上、御意見をお寄せください。

1 策定の趣旨

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」による県耐震改修促進計画に基づき、「市町村耐震改修促進計画」の策定が規定されたことから、本市において「盛岡市耐震改修促進計画」を策定し住宅及び多数の者が利用する建築物※の耐震化等に取り組んできたところです。現行の第3期計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画となっていますが、全国各地で地震災害が発生していることを踏まえ、次期5か年計画を策定し、今後も継続して建築物の耐震化に取り組もうとするものです。

※ 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物とは、不特定多数の者が出入りする建築物で、耐震改修促進法律施行令第6条第2項各号に規定する規模以上の建築物。

【例】病院・市庁舎等：階数3以上かつ1,000㎡以上

2 策定の経緯

第1期 平成19年度から平成27年度（9か年）

第2期 平成28年度から令和2年度（5か年）

第3期 令和3年度から令和7年度（5か年）

3 盛岡市耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、「盛岡市総合計画」及び「盛岡市国土強靱化地域計画」を上位計画とし、「盛岡市地域防災計画」と連携を図りながら推進する計画として位置づけています。

(1) 盛岡市総合計画 ➤ 「耐震診断・改修促進事業」

(2) 盛岡市国土強靱化地域計画 ➤ 「住宅・民間施設・公共施設の耐震化」

(3) 盛岡市地域防災計画 ➤ 「避難場所等の整備で受入施設の耐震強化」

4 計画の期間

第4期 令和8年度から令和12年度（5か年）

5 第4期盛岡市耐震改修促進計画（案）の概要

(1) 主な成果と課題

ア 第1章の実績において、住宅については、建替えや木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業などにより、僅かながらでも着実に耐震化率が向上しており、課題として当該事業のPRを強化し、引続き耐震化を促進する必要がある。

イ 同章において、多数の者が利用する建築物である市営住宅や小中学校等は、令和7年度までに耐震化率の実績が100%を達成している一方、病院等については、目標としていた95%に届いていないが、今後、建替えや用途廃止が計画されている建物もあることから、改修等が実行されるように根気強く指導を続けていく必要がある。

ウ 実績（住宅及び民間を含む多数の者が利用する建築物※）

用途等		平成18年度耐震化率 (第1期策定時)	令和2年度耐震化率 (第3期策定時)	令和7年度耐震化率 (第4期策定時)
住宅		75%	91%	93%
多数の者が利用する建築物	市営住宅	56%	97%	100%
	小中学校	56%	100%	100%
	市立	55%	100%	100%
	私立	59%	100%	100%
	病院	46%	72%	74%
	市立	100%	100%	100%
	民間等	44%	71%	73%
	市庁舎等	58%	100%	100%
	市有体育施設等	50%	78%	89%
	社会福祉施設等	60%	96%	97%
	市立	0%	100%	100%
	民間	80%	96%	97%
	市有公民館等	67%	92%	100%
その他建築物	71%	81%	84%	
全体	62%	88%	90%	

※多数の者が利用する建築物とは、耐震改修促進法律施行令第6条第2項各号に規定する規模以上の建築物。

市営住宅・・・階数3以上かつ1,000㎡以上 市有体育館施設等・・・階数1以上かつ1,000㎡以上
 小中学校・・・階数2以上かつ1,000㎡以上 社会福祉施設等・・・階数2以上かつ1,000㎡以上
 病院・・・階数3以上かつ1,000㎡以上 市有公民館等・・・階数3以上かつ1,000㎡以上
 市庁舎等・・・階数3以上かつ1,000㎡以上 その他建築物・・・階数3以上かつ1,000㎡以上

(1) 第4期盛岡市耐震改修促進計画（案）について

第1章 建築物の耐震化の実施に関する目標【計画（案）P4～P8】

耐震化率の目標値、住宅の戸数、多数の者が利用する建築物の棟数を時点修正耐震化率の目標（令和12年度末目標値）

【住宅】

（耐震性有り）約130,000戸／（総数）約137,000戸＝（耐震化率）約95%

【多数の者が利用する建築物】

(耐震性有り) 約1,190棟 / (総数) 約1,250棟 = (耐震化率) 約95%

用 途		令和12年度 耐震化率の目 (第4期終了時)
住 宅		95%
多数の者が利用する建築物	市営住宅	100%
	小中学校	100%
	病 院	93%
	市庁舎等	100%
	市有体育施設等	100%
	社会福祉施設等	100%
	市有公民館等	100%
	その他建築物	95%
全 体	95%	

第2章 建築物の耐震化の促進を図るための施策【計画(案) P9~P14】

1 基本的な取組方針

役割分担の考え方

- (1) 所有者・所有者自らの耐震化への取組
- (2) 県・市町村の耐震改修等の促進の取組への支援、
情報提供、県有施設の耐震化
- (3) 市・耐震診断や耐震改修への取組について、所有者への働きかけ、耐震化
の環境整備と負担の軽減

2 市が取り組む具体的施策の方向性

- ・避難場所等として指定されている施設の耐震化

指定避難所の現状

総数191施設のうち耐震性あり 183施設 (96%)

令和12年度目標 → 100%

- ・1,000㎡以下の市有建築物についても優先度を検討しながら耐震改修等を進める。
- ・木造住宅の耐震診断・耐震改修の環境づくり
国の制度を活用し平成18年度以降耐震診断支援、20年以降は、耐震診断を受け耐震改修を実施する木造住宅への支援を開始、令和8年度以降も引き続き支援を行う。
平成18年度～令和7年度 耐震診断累計戸数 756戸
平成20年度～令和7年度 耐震改修累計戸数 58戸
- ・ブロック塀の安全対策
避難経路等の沿道にあり地震等により倒壊の恐れのあるブロック塀の撤去にあたり国の制度を活用し支援を行う。
- ・耐震診断や耐震改修の情報窓口の設置

第3章 耐震改修促進法・建築基準法等による指導等の方針【計画（案）P15～P17】

1 指導等の基本的な考え方

耐震改修が必要となる可能性のある建築物は、旧耐震基準の建築物(昭和56年以前に建てられた建築物)で、その規模・用途等により耐震化の緊急性の高い順に分類し、その区分ごとに指導を行う。

2 対象建築物の区分

(1) 耐震診断義務化建築物（要緊急安全確認大規模建築物等）

多数の者が利用する旧耐震基準の建築物で、用途に応じて主に階数3以上及び5,000㎡以上の建築物等

(2) 特定既存不適格建築物（重点的対応建築物）

多数の者が利用する旧耐震基準の建築物で、用途に応じて主に階数3以上及び2,000㎡以上の建築物

(3) 既存不適格建築物（一般対応建築物）

多数の者が利用する旧耐震基準の建築物で、用途に応じて主に階数3以上及び1,000㎡以上の建築物

(4) それ以外の建築物

既存耐震不適格建築物のうち(1)～(3)以外の建築物

3 指導等の方針

(1) 耐震診断義務化建築物

耐震診断結果を公表しており、耐震性の不足している建築物については、所有者に耐震化に向けた指導を行う。

(2) 重点的対応建築物

耐震診断が必要な場合には、指示等を行う。

(3) 一般対応建築物

文書による指導を継続して行う。

(4) それ以外の建築物

必要に応じて、所有者に対し指導を行う。

4 建築基準法による勧告・命令の実施

必要に応じ所有者に対し文書などにより勧告・命令を行う。

第4章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項【計画（案）P18】

1 「盛岡市耐震改修促進計画推進委員会」の設置

施設管理担当課等からなる計画の進捗管理及び計画の見直し等のための委員会の設置

2 「岩手県耐震改修促進協議会」への参加

県、市町村、建築関係団体等の関係者で構成する協議会で耐震化を促進

3 その他

促進計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等に合わせ適宜見直しを図る。
また、この計画を実施するに当たり必要な事項は、「市有建築物耐震化整備プログラム」などにより具体的に別途定める。

6 現行の第3期計画について

現行の計画については、市ホームページを御覧ください。

市ホームページへのアクセスは、QRコードを御利用ください。



[盛岡市 HP：盛岡市耐震改修促進計画](#)

[盛岡市 HP：パブリックコメント募集ページ](#)

[\(こちらから各種計画も御覧になれます。\)](#)

7 募集の概要

意見の募集方法	
募集期間	令和8年2月10日（火曜日）から令和8年3月2日（月曜日） 郵送の場合は令和8年3月2日（月曜日）必着、持参及びファクスの場合は同日17時締め切り
募集方法	① 備え付けの意見提出様式または任意の用紙 氏名（または法人・団体名）及び住所、電話番号を記入の上、郵送、パソコン等の応募フォーム、ファクス、いずれかの方法でお送りください。または、持参してください。 電話での御意見は、受け付けできませんので御了承ください。
	② 郵送の場合 〒020-8532 盛岡市津志田14-37-2 建築指導課 宛
	③ パソコン等の応募フォームの場合 市ホームページでパブリックコメントのページに移動し、応募フォームをクリックすると専用の応募フォームが開き、入力できます。（市ホームページへのアクセスは、募集チラシに記載されているQRコードを御利用ください。）
	④ ファクスの場合 019-637-1919（代表ファクス番号「建築指導課」宛）
	⑤ 持参の場合 市役所都南分庁舎2階「建築指導課」の窓口に直接持参してください。 （土曜日・日曜日を除く8時30分から17時まで）

8 御意見への回答

後日、盛岡市公式ホームページ及び資料の備え付け場所で公表する予定です。

寄せられた御意見は、個人情報を除き、全て公開される可能性があります。

また、同様の御意見は集約する場合があります。

なお、寄せられた御意見に対して個別の回答は行いませんので、予め御了承ください。

9 資料の備え付け場所

- (1) 市役所都南分庁舎 2階の建築指導課
- (2) 市役所本館 1階の窓口案内所
- (3) 市役所本館 6階の情報公開室
- (4) 都南分庁舎 1階のホール
- (5) 玉山総合事務所 1階のホール
- (6) 盛岡市保健所 1階の受付
- (7) 若園町分庁舎
- (8) 青山、太田、築川の各支所
- (9) 飯岡、乙部、巻堀、玉山、藪川の各出張所
- (10) 中央公民館、西部公民館、河南公民館、都南公民館、洪民公民館

お問い合わせ

〒020-8532 盛岡市津志田14-37-2 盛岡市役所都南分庁舎 2階

盛岡市 都市整備部 建築指導課 防災係

電話番号：019-601-3387（直通）

ファクス番号：019-637-1919（代表）

※市ホームページからのお問い合わせは、連絡フォームを御利用ください。